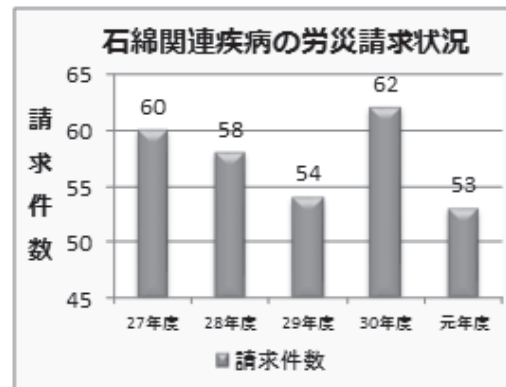
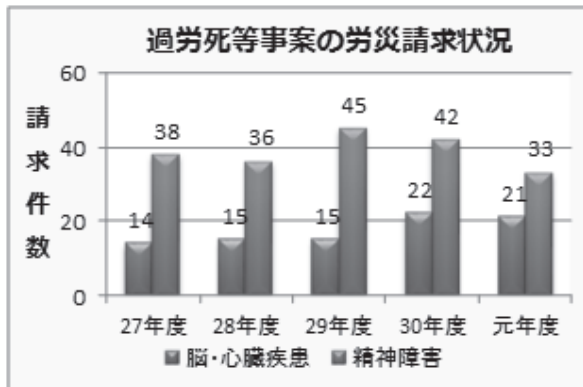


認定を行います。

特に、過労死等事案及び石綿関連疾病事案については、的確な事務処理を一層推進します。

また、新型コロナウイルス感染症については、懇切丁寧な相談対応に努め、請求勧奨を積極的に行います。



(5) 総合的ハラスメント対策の一体的な推進等

◇ パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなど、職場におけるハラスメントの防止措置を実施するよう事業主に助言・指導を行います。

特にパワーハラスメント防止措置については、令和4年4月1日から中小企業にも義務化されることから、中小企業に対する取組支援を行います。

また、ハラスメントの被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応し、紛争解決援助制度等により、早期の解決を図ります。

◇ いじめ・嫌がらせ等あらゆる労働問題に関して、総合労働相談コーナーにおいてワンストップで対応するとともに、紛争調整委員会によるあっせん等により、個別労働紛争の早期解決を図ります。

(参考)「いじめ、嫌がらせ」の相談件数の推移

H14年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
243	304	605	667	877	1,453	1,525	1,339	996	1,061	1,380	1,434	1,273	1,635	1,826	1,783	2,032	2,058

3 適正な適用と徴収で労働保険制度を支えます！

労働保険制度は、労災保険給付、失業給付等を通じた労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしています。

労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平及び労働者の福祉の向上等の観点から、労働者を雇用する事業主の労働保険加入と労働保険料の確実な納付を確保する必要があり、次のとおり取り組みます。

(1) 電子申請の利用促進

◇ 行政手続コストの削減及びデジタル化の推進を目指して、労働保険関係手続における電子申請の利用促進に努めます。

(2) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

◇ ひとりでも労働者を雇用する事業主は労働保険に加入する義務があります。

適切に手続きを行うよう、他の行政機関との連携を密にして、職権成立も視野に入れた指導を強力に推進します。

(3) 労働保険料等の適正徴収等

◇ 事業主に対し、労働保険制度の重要性を促し、法令に従い労働保険料等を申告・納付するよう適切な指導に努め、収納未済歳入額の縮減に取り組みます。

また、口座振替制度による労働保険料等の納付の利用促進に努めます。